



政府からのお知らせ

No.29

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

お金

住宅ローンなどの免除・減額の申し出

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。

対象者

自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができない、または近い将来弁済できないことが確実と見込まれるなどの一定の要件を満たした個人または個人事業主

特徴

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人情報として登録されません。また、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

手続きの流れ

- ① 最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。このとき、金融機関等から借入の状況などをお聞きします。
- ② 「①」の金融機関等からガイドラインの手続着手について同意が得られたら、地元弁護士会などを通じて全国銀行協会に対し「登録支援専門家（※）」による手続支援を依頼します。
「登録支援専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士の資格を有し、中立公正な立場からガイドラインの手続支援を行う専門家で、その費用は無料となっています。
- ③ 金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します。なお、罹災証明書の提出は後日でも差し支えありません。
- ④ 「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（調停条項案）を作成し、「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へ「調停条項案」を提出します。
- ⑤ 全ての金融機関等から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。
- ⑥ 特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理が成立します。

詳しくは、ローンの借入先にお問い合わせください

※借入先が銀行の場合、
全国銀行協会相談室（☎0570-017109 または ☎03-5252-3772）へお問い合わせいただくことも可能です。
受付日：月～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時



① 首相官邸ホームページ

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



② ツイッター

「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

@kantei_hisai